

さいたま市
特別養護老人ホーム
入所の手引

令和7年5月20日 作成
福祉局長寿応援部介護保険課
事業者係 施設整備担当

目次

【本編】

1. 作成にあたって	3
2. 基礎知識	4
2-1. 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）とは	4
2-2. 入所対象者	4
2-3. 特例入所の要件	4
2-4. 入所の申込みにあたっての注意事項	5
2-5. 入所の申込み	5
2-6. 入退所の決定	6
2-7. 特別養護老人ホームの種類	6
2-8. 特別養護老人ホームの類型	6
2-9. 利用料金	7
3. さいたま市の現状（令和7年1月1日時点）	9
3-1. 種類及び類型別の施設数及び定員数	9
3-2. 入所者及び空床者数の状況	9

1. 作成にあたって

本市の特別養護老人ホームの整備は介護保険事業計画に基づき、さいたま市民の入所待機者の解消を目標に行っており、令和7年1月1日時点で78施設、入所定員7,081人となっています。また、令和6年4月1日時点の調査における入所待機者数については735人、65歳以上人口1,000人あたりの定員数については22.59で、指定都市中2番目に少なくなっています。

市内の特別養護老人ホーム全施設を対象とした調査によると、入所に至らない理由として、「入所順位に至らない」、「入所希望者とショートステイ希望者との調整のため」、「在宅を選択されている（本人が入所を保留にしている等）」、が上位に挙げられており、施設と入所希望者との間でミスマッチが生じていることがうかがえます。

各施設の特徴が一目で分かるような情報を入所希望者が容易に入手できれば、このようなミスマッチは少なくなると考えられますが、適切な情報を入手できず、「施設の事はよく知らないが、ひとまず、入所申込書をたくさん提出して、受かったところに入所しよう。」と判断してしまうと、入所後に希望どおりの生活を送ることが出来ず、転所・退所することになりかねません。

そのような状況を防ぐためにも、本市では、入所を検討している皆さまの参考となるような手引を作成いたしました。本手引は本編と資料編の2部構成で、本編には特別養護老人ホームに関する基本的な知識及び本市の現状等を示し、資料編には施設の情報や特徴を集約しています。本手引を活用することで、効果的な施設選びができるよう目指しています。

入所希望者の皆さまがご自身に合った施設を見つけられるよう、本手引が活用されることを心から願います。

また、入所の相談や申し込みを受け付ける特別養護老人ホームの職員及び運営法人並びに地域のケアマネジャーの皆さまにおかれましても、本手引をご活用いただき、入所希望者のニーズに沿った施設選びにご協力いただけますと幸いです。

2. 基礎知識

2-1. 特別養護老人ホーム（指定介護老人福祉施設）とは
（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第2条第2項）

入所者の処遇に関する計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものでなければならない。

2-2. 入所対象者

原則、要介護3以上の認定を受けている方で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な方が対象となります。また、さいたま市においては、「さいたま市特別養護老人ホーム入退所指針」（以下、「指針」といいます。）に基づき、特別養護老人ホームのサービスを受ける必要性が高いと認められる方を優先的に入所させることとしています。

なお、要介護1又は2の認定を受けている方のうち、常時介護を必要とし、やむを得ない事情により居宅において日常生活を営むことが困難である方については、特例による入所が可能です。

2-3. 特例入所の要件

次のいずれかに該当する方をいいます。

ア 認知症である方であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。

イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。

ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

2-4. 入所の申込みにあたっての注意事項

ア 希望施設の見学をお勧めします。

施設の内部を見て、そこで働く職員から話を聞いて、ご自身が思い描く生活ができるかどうかを確認するために施設見学をお勧めします。見学の際は、事前に施設に確認をしてください。

※ 感染症対策のため、見学できない場合があります。

イ 十分検討して施設を選んでください。

入所の申込みを受け付けるにあたって、原則、施設との面接をする必要があります。申込書を郵送するのみで連絡がつかない方や、入所決定後に入所を保留にされる方がいらっしゃいます。ご家族・ご親族で十分検討して施設を選んでください。

ウ 予約的な申込みはご遠慮ください。

令和4年1月1日付けで指針が改正され、申込時点で当面は入所を希望していないなど、申込みの動機が予約的なものは受け付けないこととしています。

なお、施設から入所の意向確認があったにもかかわらず、「今すぐ入所を希望しない」といった理由により、入所を断るなどした際には申込みの取下げをお願いされる場合がありますのでご了承ください。

エ 入所の申込みには有効期間があります。

令和4年1月1日付けで指針が改正され、入所の申込みの有効期限が2年間となりました。入所を申し込んでから2年が経過した場合、施設に継続願を提出する必要があります。

オ 希望する医療的ケアが受けられない場合があります。

特別養護老人ホームには嘱託医の配置が義務付けられており、入所者の健康管理を行います。長期に渡る治療や、重篤な医療行為等が必要な方の受入れは困難な場合があります。各施設の受入れ状況については、【資料編】で確認することができます。

2-5. 入所の申込み

「2-4. 入所の申込みにあたっての注意事項」を踏まえ、入所を希望する本人又は家族等が直接、施設に入所の申込みをします。施設は指針に基づき、入所申込みの受付をします。

2-6. 入退所の決定

施設は指針に基づき、原則として毎月1回程度【入退所検討委員会※施設により名称が異なる場合があります。】を開催し、入所者及び退所者を決定します。入所者の決定にあたっては、入所の必要性に応じて点数を付け、合計点が高い方を優先的に入所させます。

採点項目や各配点については、指針に定めるもののほか、施設が独自で定めている項目もあるため、詳しくは入所を希望する施設にお問い合わせください。

2-7. 特別養護老人ホームの種類

ア 地域密着型

定員 29 人以下の施設で、さいたま市に住所を有する方が入所できます。

イ 地域密着型以外（広域型と呼ばれるもの）

定員 30 人以上の施設です。

2-8. 特別養護老人ホームの類型

ア 従来型

施設全体で設備を共有し、施設に配置される職員が一体となって入所者のケアを行います。居室は1人用の個室から4人用の多床室まで様々です。

イ ユニット型

在宅に近い居住環境で、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿い、他人との馴染みの人間関係を築きながら、家庭的な雰囲気の中で日常生活を営めるように介護する「ユニットケア」を行います。「ユニットケア」とは、個性や生活のリズムを保つための居室と、ほかの入所者や地域との関係を築くためのリビングやパブリックスペースなどのハードと、ユニットごとに配置された職員による、利用者一人ひとりの個性や生活のリズムに沿ったケアの提供というソフトの両面によって成り立ちます。

(従来型とユニット型のイメージ例)

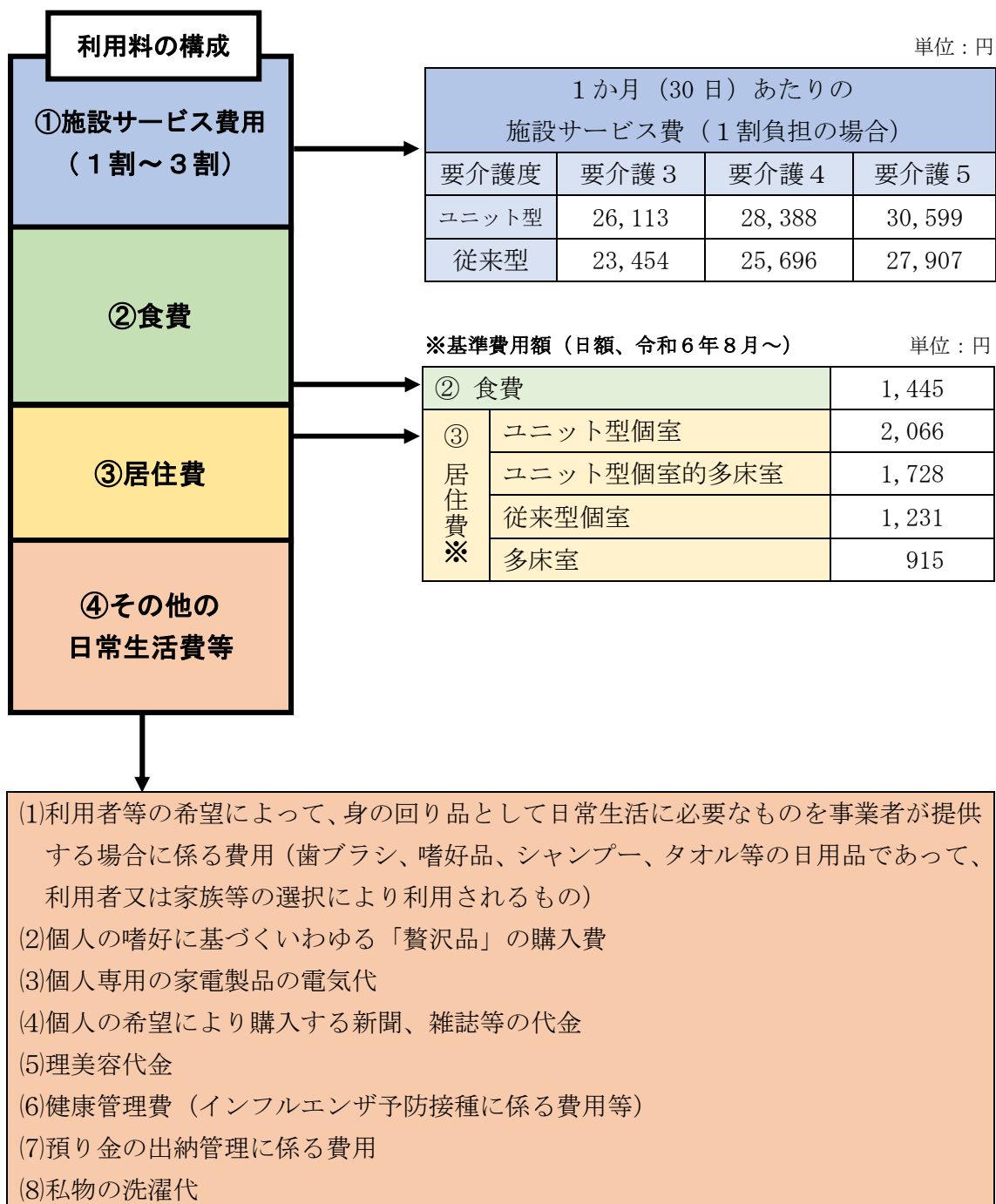


※1人室や2人室の場合もあります

2-9. 利用料金

ア 利用料金の全体像

下図左にある「利用料の構成」が自己負担額となります。それぞれの費用には基準額等（単位：円）が設けられていますが、実際の費用は施設の加算の取得状況、施設と利用者との契約や各種減額措置によって決まりますので、詳しくは入所を希望する施設にお問い合わせください。



イ 低所得の方が施設を利用した場合の居住費・食費の負担軽減制度

所得が低い方に対しては、所得に応じた自己負担の上限（限度額）が設けられており、これを超える利用者負担はありません。超えた分は「特定入所者介護サービス費」として、介護保険から給付されます。

負担軽減の対象となる方

利用者負担段階	所得の状況※1		預貯金等の資産※2の状況
1	生活保護受給者の方等		単身：1,000万円以下 夫婦：2,000万円以下
	世帯全員が住民税非課税	高齢福祉年金受給者の方	単身：650万円以下 夫婦：1,650万円以下
前年のその他の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方		単身：550万円以下 夫婦：1,550万円以下	
前年のその他の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方		単身：500万円以下 夫婦：1,500万円以下	
前年のその他の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方			
4 (非該当)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が課税者の方 ・世帯に課税者がいる方 		

※1 住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者（婚姻届を提出していない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明の場合等は対象外）の所得も判断材料とします。

※2 【預貯金等に含まれるもの】資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの

* 第2号被保険者（40～64歳の要介護（要支援）認定を受けている方）は、利用者負担段階に関わらず、預貯金等の資産が単身：1,000万円以下、夫婦：2,000万円以下であれば支給対象となります。

【居住費・食費の自己負担限度額（負担軽減の対象者：日額、単位：円）】

利用者負担段階		1	2	3-①	3-②
食費		300	390	650	1,360
居住費	ユニット型個室	880	880	1,370	1,370
	ユニット型個室的多床室	550	550	1,370	1,370
	従来型個室	380	480	880	880
	多床室	0	430	430	430

3. さいたま市の現状（令和7年1月1日時点）

3-1. 種類及び類型別の施設数及び定員数

種 類	施設数 (施設)	定員数（人）			
		従来型		ユニット型	
		多床室	個 室		
広 域 型	72	6,917	2,189	147	4,581
地域密着型	6	164	81	1	82
全 体	78	7,081	2,270	148	4,663

3-2. 入所者及び空床者数の状況

ア 広域型

種 別	入所者数（人）			空床数 (人)
		さいたま 市 被保険者	さいたま 市 被保険者 以外	
ユニット型	4,234	3,027	1,207	347
従来型多床室	757	658	99	89
従来型多床室・従来型個室	1,358	1,224	134	132
全 体	6,349	4,909	1,440	568

イ 地域密着型

種 別	入所者数（人）			空床数 (人)
		市民	市民以外	
ユニット型	76	-	-	6
従来型多床室	53	-	-	0
従来型多床室・従来型個室	29	-	-	0
全 体	158	-	-	6